

自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人母子及び原発事故後も福島県内にとどまった申立人父について、申立人母子が帰還する平成26年3月分までの避難費用、生活費増加分（面会交通費、二重生活に伴う増加分、家財道具購入費用等）及び避難雑費等が賠償された事例。

1486

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 1 避難費用
避難交通費 金18万4000円
(平成23年8月1日～平成26年3月31日)
- 2 生活費増加費用
(1)面会交通費 金58万8000円
(2)二重生活増加費用 金96万0000円
(3)家財道具購入費用 金30万0000円
(4)引っ越し費用 金8万2620円
(平成23年8月1日～平成26年3月31日)
- 3 避難雑費 金162万0000円
(平成24年1月1日～平成26年3月31日)
- 4 精神的損害 金68万0000円
(平成23年3月11日～平成23年12月31日)

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金が、金441万4620円であることを認める。

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、前項の和解金のうち金196万円を支払い済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間になんらの債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年12月26日

（仲介委員 秋定和宏）